

移住者応援！

新制度

※移住：県外の市区町村からあわら市に住民票を異動し、あわら市に生活の拠点を置くことをいいます。

県外からの 移住者に 支援金を 交付します！

若者世帯

15 万円

子育て世帯

20 万円

※令和2年4月1日以降に移住した2人以上の移住者で構成される世帯に限ります。

若者世帯

移住日において本市にて同一世帯となる移住者全員が、45歳未満である世帯（子育て世帯を除く。）

子育て世帯

移住日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある移住者を含む世帯

★その他要件

- ・移住日から**5年以上**継続してあわら市に定住する旨を誓約すること。
- ・移住者**全員が同時に**移住すること。（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）
- ・移住者全員が移住する直前に連続して**3年以上**県外に住民票があること。
- ・転勤、就学等による一時的な移住でないこと。
- ・反社会的勢力または反社会勢力と関係を有しないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・あわら市移住就職等支援金（※）の交付対象者でないこと。
- ・過去に本支援金を交付されていないこと。
- ・その他市長が不相当と認めた者ではないこと。

※東京23区に在住または通勤していた人を対象とする支援金（単身60万円、世帯100万円）

移住

交付申請書
提出

審査

支援金
交付

申請者が行う部分

※移住から1年以内に
交付申請すること

※支援を受けたい場合は、
必ず事前に下記までお問合せください。

[交付申請時に必要な書類]

- ・写真付き身分証明書の写しまたは
提示により本人確認ができる書類の写し
- ・申請者を含む移住者全員分の前住所地の住民票の除票
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・就業証明書（様式第3号）

※個人事業主等にあってはその旨を確認できる書類

あわら市 市民協働課

TEL 0776-73-8003（直通）

FAX 0776-73-1350

メール ijyu@city.awara.lg.jp